

総務委員会資料

1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

(8)～(12) 諮問第1号～諮問第5号

政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について

- 資料1 諮問第1号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について
- 資料2 諮問第2号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について
- 資料3 諮問第3号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について
- 資料4 諮問第4号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について
- 資料5 諮問第5号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について
- 資料6 審査請求の制度について

令和6年11月22日

総務企画局

諮問第1号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求に至るまでの経過

- 令和3年 6月21日 審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた（以下「措置請求1」という。）。
- 令和3年 6月23日 措置請求1とは異なる監査請求人により、審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた（以下「措置請求2」という。）。
- 令和3年 8月19日 川崎市監査委員は、措置請求1及び措置請求2のそれぞれについて、監査請求人の主張には一部理由があると認め、令和元年度に審査請求人に交付した政務活動費のうち、事務所費及び広報・広聴費の一部について、返還請求を行う必要があるとして、市長は政務活動費の支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、審査請求人に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとする旨の勧告がなされた（以下「勧告1及び2」という。）。
- 令和3年12月 3日 勧告1及び2を受け、川崎市長は、審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関する検証を実施したうえで、審査請求人に対し、令和3年12月3日付けで次の処分を行った。
- ① 令和元年5月23日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、広報・広聴費として支出された経費の一部及び事務所費（事務所賃料）として支出された経費の2分の1相当額349,707円について、交付決定の一部取消し及び返還命令。（以下「本件返還命令」という。）
 - ② 令和2年2月3日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費（事務所賃料）として支出された経費の2分の1相当額99,692円について、交付決定の一部取消し及び返還命令。
- 令和4年 1月12日 川崎市長は、審査請求人が納期限までに支払わなかったため、審査請求人に対し、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき、本件返還命令に係る返還金の督促処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 令和4年 4月 5日 審査請求人から、川崎市長に対し本件処分の取消しを求める審査請求が提起された。

2 本件返還命令の内容

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 返還対象となる政務活動費の対象年度 | 令和元年度分の政務活動費（令和元年5月23日交付決定分） |
| (2) 返還対象となる政務活動費の範囲 | 広報・広聴費として支出された経費の一部（構成費、デザイン費及び修正費で支出した金額の合計額）の1／2相当額及び事務所賃料として支出された経費の1／2相当額 |
| (3) 返還命令額 | 349,707円 |
| (4) 処分決定日 | 令和3年12月3日 |

3 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張の概要

- ア 議会局が正当な調査を行うことなく、不誠実な行動を行い、事実でないことを記載した報告によって、川崎市から令和3年12月3日付けで本件返還命令を行った。
- イ 川崎市が審査請求人に交付した政務活動費については、住民訴訟が行われているにもかかわらず、政務活動費の返還命令を出すことが違法である。
- ウ 政務活動費として支出した広報・広聴費の一部である構成費、デザイン費、修正費及び事務所費については問題がなく、違法な本件返還命令に対する督促は違法である。
- エ 本件処分により、審査請求人は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第1条における川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部とする権利を侵害されている。
- オ 地方自治法第231条の3第1項は「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定しており、この督促の対象に本件返還命令に係る返還命令書は含まれず、よって、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条も返還命令書を督促する根拠にはならない。
- カ 督促について、処分庁は地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例第4条第1項等を根拠としているから、川崎市金銭会計規則第56条第2項は根拠とならない。

(2) 処分庁の主張

ア 本件処分は、地方自治法第231条の3第1項、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条、川崎市債権管理規則第4条第1項及び第2項及び川崎市金銭会計規則第56条第2項の規定に則り執行したものであり、違法又は不当な点はない。

イ 住民訴訟の係属中に、当該住民訴訟に関連する内容が含まれているからといって、事実に基づいた必要な行政処分を行ってはならないとする規定はなく、本件処分は地方自治法並びに川崎市債権管理条例、川崎市債権管理規則及び川崎市金銭会計規則の規定に則り、執行したもので、適法なものであり、違法又は不当なものではない。

ウ 本件処分的前提となる本件返還命令は、勧告1が出されたことから、関係法令や判例等を踏まえ、審査請求人に対するヒアリングや審査請求人との十数回に及ぶ文書のやりとりを経た上で、支出の妥当性を検証した結果、その支出は妥当性を欠き、不適法であるため、構成費、デザイン費及び修正費で支出した金額の合計額の1/2相当額及び事務所賃料の1/2相当額について交付決定の一部取消し及び返還命令を行ったものである。よって、本件処分的前提となる本件返還命令は適法であり、違法又は不当な点はない。

また、本件審査請求は、本件処分（督促行為）に対する不服について主張し、審理されるべきものであり、本件返還命令に対する不服については、審査請求人が別途提起している本件返還命令に係る審査請求において主張し、審理されるべきである。

エ 本件処分が適法かつ妥当である以上、審査請求人の権利が侵害されることにはならない。

オ 地方自治法第210条の規定は総計予算主義の原則を示したものではあるが、同条で規定している歳入とは、一会計年度の一切の収入のことであり、普通地方公共団体の歳入である限り、地方自治法第231条の3第1項に規定する「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入」に、本件返還命令に係る歳入も「その他の普通地方公共団体の歳入」として含まれるのは当然のことであり、審査請求人の主張は独自の見解に立ち、失当である。

カ 川崎市金銭会計規則第1条は、金銭出納その他の会計事務に関して別の法令等で定めているもの以外は同規則の定めるところによる趣旨を規定したものであることから同規則を適用するものであり、同規則第56条に規定されているとおり、滞納者に対して督促処分等を行わなければならないことは明らかであり、審査請求人の主張は独自の見解に立ち、失当である。

4 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和6年1月11日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 政務活動費に関する返還命令とその返還命令に係る督促処分は、前者が当該政務活動費の返還すべき義務を具体化しその支払うべき金額を確定させることを目的とする処分であるのに対し、後者は催告としての機能を有する行為であり、それぞれ目的と効果を異にする別個の独立した行政処分であって、審査請求人は、それぞれの行政処分に対して審査請求ができるものであり、先行する本件返還命令についての違法を理由として後行処分である本件処分の違法を主張することはできないと考えるべきである。

また、本件処分に先行する政務活動費に関する処分（本件返還命令）について違法又は不当な点は認められず、無効と認められるような重大かつ明白な瑕疵も認められない。

イ 本件処分について、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき適法かつ妥当に実施されており、違法又は不当な点は認められない。

ウ 歳入とは一会計年度における一切の収入をいうとされており、また、地方自治法第231条の3は、「他の個々の法令において規定するものであっても、普通地方公共団体の歳入である限り、一般規定として総則的に適用があるものである。」とされていること、普通地方公共団体における一切の収入及び支出は全て歳入歳出予算に編入されなければならないことからすると、本件返還命令に係る債権が地方自治法第231条の3第1項の「その他普通地方公共団体の歳入」に該当することは明らかである。

エ 川崎市金銭会計規則第1条が「川崎市の金銭出納その他の会計事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」と規定しているとおりに、同条は、金銭出納その他の会計事務について、別の法令等で規定されているもの以外は同規則の定めるところによることを示した趣旨であり、根拠として別の法令等を採用した場合には、同規則の規定が全く適用されなくなるという趣旨ではない。

オ 本件処分については、違法又は不当な点は認められないことから、本件処分によって審査請求人の主張する上記権利が侵害されることにはならない。

カ その他、本件処分について違法又は不当の理由となる点は認められない。

諮問第2号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求に至るまでの経過

- 令和3年 6月21日 審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた（以下「措置請求1」という。）。
- 令和3年 6月23日 措置請求1とは異なる監査請求人により、審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた（以下「措置請求2」という。）。
- 令和3年 8月19日 川崎市監査委員は、措置請求1及び措置請求2のそれぞれについて、監査請求人の主張には一部理由があると認め、令和元年度に審査請求人に交付した政務活動費のうち、事務所費及び広報・広聴費の一部について、返還請求を行う必要があるとして、市長は政務活動費の支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、審査請求人に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとする旨の勧告がなされた（以下「勧告1及び2」という。）。
- 令和3年12月 3日 勧告1及び2を受け、川崎市長は、審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関する検証を実施したうえで、審査請求人に対し、令和3年12月3日付けで次の処分を行った。
- ① 令和元年5月23日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、広報・広聴費として支出された経費の一部及び事務所費（事務所賃料）として支出された経費の2分の1相当額349,707円について、交付決定の一部取消し及び返還命令。
 - ② 令和2年2月3日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費（事務所賃料）として支出された経費の2分の1相当額99,692円について、交付決定の一部取消し及び返還命令。（以下「本件返還命令」という。）。
- 令和4年 1月12日 川崎市長は審査請求人に対し、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき、本件返還金の督促処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 令和4年 4月 5日 審査請求人から、川崎市長に対し本件処分の取消しを求める審査請求が提起された。

2 本件返還命令の内容

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| (1) 返還対象となる政務活動費の対象年度 | 令和元年度分の政務活動費（令和2年2月3日付け交付決定分） |
| (2) 返還対象となる政務活動費の範囲 | 事務所賃料として支出された経費の1/2相当額 |
| (3) 返還命令額 | 99,692円 |
| (4) 処分決定日 | 令和3年12月3日 |

3 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張の概要

ア 議会局が正当な調査を行うことなく、不誠実な行動を行い、事実でないことを記載した報告によって、川崎市から令和3年12月3日付けで審査請求人に本件返還命令を行った。

イ 川崎市が審査請求人に交付した政務活動費については、住民訴訟が行われているにもかかわらず、政務活動費の返還命令を出すことが違法である。

ウ 政務活動費として支出した事務所費については問題がなく、違法な本件返還命令に対する督促は違法である。

エ 本件処分により、審査請求人は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第1条における川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部とする権利を侵害されている。

オ 地方自治法第231条の3第1項は「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定しており、この督促の対象に本件返還命令に係る返還命令書は含まれず、よって、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条も返還命令書を督促する根拠にはならない。

カ 督促について、処分庁は地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例第4条第1項等を根拠としているから、川崎市金銭会計規則第56条第2項は根拠とならない。

(2) 処分庁の主張

ア 本件処分は、地方自治法第231条の3第1項、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条、川崎市債権管理規則第4条第1項及び第2項及び川崎市金銭会計規則第56条第2項の規定に則り執行したものであり、違法又は不当な点はない。

イ 住民訴訟の係属中に、当該住民訴訟に関連する内容が含まれているからといって、事実に基づいた必要な行政処分を行ってはならないとする規定はなく、本件処分は地方自治法並びに川崎市債権管理条例、川崎市債権管理規則及び川崎市金銭会計規則の規定に則り、執行したもので、適法なものであり、違法又は不当なものではない。

ウ 本件処分の前提となる本件返還命令は、勧告2が出されたことから、関係法令や判例等を踏まえ、審査請求人に対するヒアリングや審査請求人との十数回に及ぶ文書のやりとりを経た上で、支出の妥当性を検証した結果、その支出は妥当性を欠き、不適法であるため、事務所賃料の1/2相当額について交付決定の一部取消し及び返還命令を行ったものである。よって、本件処分の前提となる本件返還命令は適法であり、違法又は不当な点はない。

また、本件審査請求は、本件処分（督促行為）に対する不服について主張し、審理されるべきものであり、本件返還命令に対する不服については、審査請求人が別途提起している本件返還命令に係る審査請求において主張し、審理されるべきである。

エ 本件処分が適法かつ妥当である以上、審査請求人の権利が侵害されることにはならない。

オ 地方自治法第210条の規定は総計予算主義の原則を示したものではあるが、同条で規定している歳入とは、一会計年度の一切の収入のことであり、普通地方公共団体の歳入である限り、地方自治法第231条の3第1項に規定する「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入」に、本件返還命令に係る歳入も「その他の普通地方公共団体の歳入」として含まれるのは当然のことであり、審査請求人の主張は独自の見解に立ち、失当である。

カ 川崎市金銭会計規則第1条は、金銭出納その他の会計事務に関して別の法令等で定めているもの以外は同規則の定めるところによる趣旨を規定したものであることから同規則を適用するものであり、同規則第56条に規定されているとおり、滞納者に対して督促処分等をしなければならないことは明らかであり、審査請求人の主張は独自の見解に立ち、失当である。

4 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和6年1月11日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 政務活動費に関する返還命令とその返還命令に係る督促処分は、前者が当該政務活動費の返還すべき義務を具体化しその支払うべき金額を確定させることを目的とする処分であるのに対し、後者は催告としての機能を有する行為であり、それぞれ目的と効果を異にする別個の独立した行政処分であって、審査請求人は、それぞれの行政処分に対して審査請求ができるものであり、先行する本件返還命令についての違法を理由として後行処分である本件処分の違法を主張することはできないと考えるべきである。

また、本件処分に先行する政務活動費に関する処分（本件返還命令）について違法又は不当な点は認められず、無効と認められるような重大かつ明白な瑕疵も認められない。

イ 本件処分について、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき適法かつ妥当に実施されており、違法又は不当な点は認められない。

ウ 歳入とは一会計年度における一切の収入をいうとされており、また、地方自治法第231条の3は、「他の個々の法令において規定するものであっても、普通地方公共団体の歳入である限り、一般規定として総則的に適用があるものである。」とされていること、普通地方公共団体における一切の収入及び支出は全て歳入歳出予算に編入されなければならないことからすると、本件返還命令に係る債権が地方自治法第231条の3第1項の「その他普通地方公共団体の歳入」に該当することは明らかである。

エ 川崎市金銭会計規則第1条が「川崎市の金銭出納その他の会計事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」と規定しているとおりに、同条は、金銭出納その他の会計事務について、別の法令等で規定されているもの以外は同規則の定めるところによることを示した趣旨であり、根拠として別の法令等を採用した場合には、同規則の規定が全く適用されなくなるという趣旨ではない。

オ 本件処分については、違法又は不当な点は認められないことから、本件処分によって審査請求人の主張する上記権利が侵害されることにはならない。

カ その他、本件処分について違法又は不当の理由となる点は認められない。

諮問第3号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求に至るまでの経過（網掛け部分は諮問第1号・第2号と重複する内容）

令和3年 6月21日 審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた（以下「措置請求1」という。）。

令和3年 6月23日 措置請求1とは異なる監査請求人により、審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた（以下「措置請求2」という。）。

令和3年 8月19日 川崎市監査委員は、措置請求1及び措置請求2のそれぞれについて、監査請求人の主張には一部理由があると認め、令和元年度に審査請求人に交付した政務活動費のうち、事務所費及び広報・広聴費の一部について、返還請求を行う必要があるとして、市長は政務活動費の支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、審査請求人に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとする旨の勧告がなされた（以下「勧告1及び2」という。）。

令和3年 8月25日 審査請求人に係る令和2年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた。（以下「措置請求3」という。）。

令和3年10月22日 川崎市監査委員は、措置請求3における監査請求人の主張には一部理由があると認め、令和2年度に審査請求人に交付した政務活動費のうち、審査請求人の事務所の2階の部屋（201号室）に係る事務所費の一部について、返還請求を行う必要があるとして、市長は関係法令等に基づき、その妥当性を確認し、審査請求人に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとする旨の勧告がなされた（以下「勧告3」という。）。

令和3年12月 3日 勧告1及び2を受け、川崎市市長は、審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関する検証を実施したうえで、審査請求人に対し、令和3年12月3日付けで次の処分を行った。

- ① 令和元年5月23日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、広報・広聴費として支出された経費の一部及び事務所費（事務所賃料）として支出された経費の2分の1相当額349,707円について、交付決定の一部取消し及び返還命令。

② 令和2年2月3日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費（事務所賃料）として支出された経費の2分の1相当額99,692円について、交付決定の一部取消し及び返還命令。

令和4年 2月17日 勧告3を受け、川崎市長は、審査請求人に係る令和2年度の政務活動費に関する確認作業を実施した上で、審査請求人に対し、令和4年2月17日付けで次の処分を行なった。なお次のうち③は、当該確認作業の中で、令和元年度においても審査請求人が201号室の使用に係る電気料金及びガス料金を支出していたことが判明したために行った処分である。

③ 令和2年2月3日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費（電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相当額2,134円についての交付決定の一部取消し及び返還命令。

④ 令和2年4月1日付けで交付決定した令和2年度分の政務活動費のうち、事務所費（事務所賃料並びにその使用に係る電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相当額622,866円についての交付決定の一部取消し及び返還命令。

令和4年 3月29日 川崎市長は、審査請求人が納期限までに支払わなかったため、審査請求人に対し、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき、本件返還命令に係る返還金の督促処分（以下「本件処分」という。）を行った。

令和4年 4月 5日 審査請求人から、川崎市長に対し本件処分の取消しを求める審査請求が提起された。

2 本件返還命令の内容

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| (1) 返還対象となる政務活動費の対象年度 | 令和元年度分の政務活動費 |
| (2) 返還対象となる政務活動費の範囲 | 事務所費（電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相当額 |
| (3) 返還命令額 | 2,134円 |
| (4) 処分決定日 | 令和4年2月17日 |

3 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張の概要

ア 議会局が正当な調査を行うことなく、不誠実な行動を行い、事実でないことを記載した報告によって、川崎市から令和4年2月17日付けで審査請求人に本件返還命令を行った。本件返還命令については、勧告をされておらず、返還を必要とする根拠がない。

- イ 201号室の部屋の内部には政務活動に使用する備品を設置しており、政務活動事務所といえる。
- ウ 川崎市が審査請求人に交付した政務活動費については、住民訴訟が行われているにもかかわらず、政務活動費の返還命令を出すことが違法である。
- エ 本件処分により、審査請求人は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第1条における川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部とする権利を侵害されている。
- オ 地方自治法第231条の3第1項は「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定しており、この督促の対象に本件返還命令に係る返還命令書は含まれず、よって、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条も返還命令書を督促する根拠にはならない。
- カ 督促について、処分庁は地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例第4条第1項等を根拠としているから、川崎市金銭会計規則第56条第2項は根拠とならない。

(2) 処分庁の主張

- ア 本件処分は、地方自治法第231条の3第1項、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条、川崎市債権管理規則第4条第1項及び第2項及び川崎市金銭会計規則第56条第2項の規定に則り執行したものであり、違法又は不当な点はない。
- イ 本件処分の前提となる本件返還命令は正当な調査の上、取得した情報に基づき行ったもので、適法であり、違法又は不当なものではない。
- ウ 住民訴訟の係属中に、当該住民訴訟に関連する内容が含まれているからといって、事実に基づいた必要な行政処分を行ってはならないとする規定はなく、本件処分は地方自治法並びに川崎市債権管理条例、川崎市債権管理規則及び川崎市金銭会計規則の規定に則り、執行したもので、適法なものであり、違法又は不当なものではない。
- エ 本件処分が適法かつ妥当である以上、審査請求人の権利が侵害されることにはならない。
- オ 地方自治法第210条の規定は総計予算主義の原則を示したものではあるが、同条で規定している歳入とは、一会計年度の一切の収入のことであり、普通地方公共団体の歳入である限り、地方自治法第231条の3第1項に規定する「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入」に、本件返還命令に係る歳入も「その他の普通地方公共団体の歳入」として含まれるのは当然のことであり、審査請求人の主張は独自の見解に立ち、失当である。
- カ 川崎市金銭会計規則第1条は、金銭出納その他の会計事務に関して別の法令等で定めているもの以外は同規則の定めるところによる趣旨を規定したものであることから同規則を適用するものであり、同規則第56条に規定されているとおり、滞納者に対して督促処分等を行わなければならない

ないことは明らかであり、審査請求人の主張は独自の見解に立ち、失当である。

4 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和6年1月11日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 政務活動費に関する返還命令とその返還命令に係る督促処分は、前者が当該政務活動費の返還すべき義務を具体化しその支払うべき金額を確定させることを目的とする処分であるのに対し、後者は催告としての機能を有する行為であり、それぞれ目的と効果を異にする別個の独立した行政処分であって、審査請求人は、それぞれの行政処分に対して審査請求ができるものであり、先行する本件返還命令についての違法を理由として後行処分である本件処分の違法を主張することはできないと考えるべきである。

また、本件処分に先行する政務活動費に関する処分（本件返還命令）について違法又は不当な点は認められず、無効と認められるような重大かつ明白な瑕疵も認められない。

イ 本件処分について、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき適法かつ妥当に実施されており、違法又は不当な点は認められない。

ウ 歳入とは一会計年度における一切の収入をいうとされており、また、地方自治法第231条の3は、「他の個々の法令において規定するものであっても、普通地方公共団体の歳入である限り、一般規定として総則的に適用があるものである。」とされていること、普通地方公共団体における一切の収入及び支出は全て歳入歳出予算に編入されなければならないことからすると、本件返還命令に係る債権が地方自治法第231条の3第1項の「その他普通地方公共団体の歳入」に該当することは明らかである。

エ 川崎市金銭会計規則第1条が「川崎市の金銭出納その他の会計事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」と規定しているとおりに、同条は、金銭出納その他の会計事務について、別の法令等で規定されているもの以外は同規則の定めるところによることを示した趣旨であり、根拠として別の法令等を採用した場合には、同規則の規定が全く適用されなくなるという趣旨ではない。

オ 本件処分については、違法又は不当な点は認められないことから、本件処分によって審査請求人の主張する上記権利が侵害されることにはならない。

カ その他、本件処分について違法又は不当の理由となる点は認められない。

諮問第4号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求に至るまでの経過

令和3年 8月25日 審査請求人に係る令和2年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた。（以下「措置請求3」という。）。

令和3年10月22日 川崎市監査委員は、措置請求3における監査請求人の主張には一部理由があると認め、令和2年度に審査請求人に交付した政務活動費のうち、審査請求人の事務所の2階の部屋（201号室）に係る事務所費の一部について、返還請求を行う必要があるとして、市長は関係法令等に基づき、その妥当性を確認し、審査請求人に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとする旨の勧告がなされた（以下「勧告3」という。）。

令和4年 2月17日 勧告3を受け、川崎市長は、審査請求人に係る令和2年度の政務活動費に関する確認作業を実施した上で、審査請求人に対し、令和4年2月17日付けで次の処分を行なった。なお次のうち③は、当該確認作業の中で、令和元年度においても審査請求人が201号室の使用に係る電気料金及びガス料金を支出していたことが判明したために行なった処分である。

③ 令和2年2月3日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費（電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相当額2,134円についての交付決定の一部取消し及び返還命令。

④ 令和2年4月1日付けで交付決定した令和2年度分の政務活動費のうち、事務所費（事務所賃料並びにその使用に係る電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相当額622,866円についての交付決定の一部取消し及び返還命令（以下「本件返還命令」という。）。

令和4年 3月29日 川崎市長は、審査請求人が納期限までに支払わなかったため、審査請求人に対し、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき、本件返還命令に係る返還金の督促処分（以下「本件処分」という。）を行なった。

令和4年 4月 5日 審査請求人から、川崎市長に対し本件処分の取消しを求める審査請求が提起された。

2 本件返還命令の内容

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 返還対象となる政務活動費の対象年度 | 令和2年度分の政務活動費 |
| (2) 返還対象となる政務活動費の範囲 | 事務所費（事務所賃借料並びにその使用に係る電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相当額 |
| (3) 返還命令額 | 622,866円 |
| (4) 処分決定日 | 令和4年2月17日 |

3 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張の概要

ア 議会局が正当な調査を行うことなく、不誠実な行動を行い、事実でないことを記載した報告によって、川崎市から令和4年2月17日付けで本件返還命令を行った。

イ 201号室の部屋の内部には政務活動に使用する備品を設置しており、政務活動事務所といえる。

ウ 川崎市が審査請求人に交付した政務活動費については、住民訴訟が行われているにもかかわらず、政務活動費の返還命令を出すことが違法である。

エ 本件処分により、審査請求人は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第1条における川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部とする権利を侵害されている。

オ 地方自治法第231条の3第1項は「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定しており、この督促の対象に本件返還命令に係る返還命令書は含まれず、よって、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条も返還命令書を督促する根拠にはならない。

カ 督促について、処分庁は地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例第4条第1項等を根拠としているから、川崎市金銭会計規則第56条第2項は根拠とならない。

(2) 処分庁の主張

ア 本件処分は、地方自治法第231条の3第1項、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条、川崎市債権管理規則第4条第1項及び第2項及び川崎市金銭会計規則第56条第2項の規定に則り執行したものであり、違法又は不当な点はない。

イ 本件処分の前提となる本件返還命令は正当な調査の上、取得した情報に基づき行ったもので、適法であり、違法又は不当なものではない。

ウ 住民訴訟の係属中に、当該住民訴訟に関連する内容が含まれているからといって、事実に基づいた必要な行政処分を行ってはならないとする規定はなく、本件処分は地方自治法並びに川崎市債権管理条例、川崎市債権管理規則及び川崎市金銭会計規則の規定に則り、執行したもので、適法なものであり、違法又は不当なものではない。

エ 本件処分が適法かつ妥当である以上、審査請求人の権利が侵害されることにはならない。

オ 地方自治法第210条の規定は総計予算主義の原則を示したものではあるが、同条で規定している歳入とは、一会計年度の一切の収入のことであり、普通地方公共団体の歳入である限り、地方自治法第231条の3第1項に規定する「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入」に、本件返還命令に係る歳入も「その他の普通地方公共団体の歳入」として含まれるのは当然のことであり、審査請求人の主張は独自の見解に立ち、失当である。

カ 川崎市金銭会計規則第1条は、金銭出納その他の会計事務に関して別の法令等で定めているもの以外は同規則の定めるところによる趣旨を規定したものであることから同規則を適用するものであり、同規則第56条に規定されているとおり、滞納者に対して督促処分等を行わなければならないことは明らかであり、審査請求人の主張は独自の見解に立ち、失当である。

4 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和6年1月11日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 政務活動費に関する返還命令とその返還命令に係る督促処分は、前者が当該政務活動費の返還すべき義務を具体化しその支払うべき金額を確定させることを目的とする処分であるのに対し、後者は催告としての機能を有する行為であり、それぞれ目的と効果を異にする別個の独立した行政処分であって、審査請求人は、それぞれの行政処分に対して審査請求ができるものであり、先行する本件返還命令についての違法を理由として後行処分である本件処分の違法を主張することはできないと考えるべきである。

また、本件処分に先行する政務活動費に関する処分（本件返還命令）について違法又は不当な点は認められず、無効と認められるような重大かつ明白な瑕疵も認められない。

イ 本件処分について、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき適法かつ妥当に実施されており、違法又は不当な点は認められない。

ウ 歳入とは一会計年度における一切の収入をいうとされており、また、地方自治法第231条の3は、「他の個々の法令において規定するものであっても、普通地方公共団体の歳入である限り、一般規定として総則的に適用があるものである。」とされていること、普通地方公共団体における一切の収入及び支出は全て歳入歳出予算に編入されなければならないことからすると、本件返還命令に係る債権が地方自治法第231条の3第1項の「その他普通地方公共団体の歳入」に該当することは明らかである。

エ 川崎市金銭会計規則第1条が「川崎市の金銭出納その他の会計事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」と規定しているとおり、同条は、金銭出納その他の会計事務について、別の法令等で規定されているもの以外は同規則の定めるところによることを示した趣旨であり、根拠として別の法令等を採用した場合には、同規則の規定が全く適用されなくなるという趣旨ではない。

オ 本件処分については、違法又は不当な点は認められないことから、本件処分によって審査請求人の主張する上記権利が侵害されることにはならない。

カ その他、本件処分について違法又は不当の理由となる点は認められない。

諮問第5号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求に至るまでの経過（網掛け部分は諮問第1号～第4号と重複する内容）

令和3年 6月21日 審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた（以下「措置請求1」という。）。

令和3年 6月23日 措置請求1とは異なる監査請求人により、審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた（以下「措置請求2」という。）。

令和3年 8月19日 川崎市監査委員は、措置請求1及び措置請求2のそれぞれについて、監査請求人の主張には一部理由があると認め、令和元年度に審査請求人に交付した政務活動費のうち、事務所費及び広報・広聴費の一部について、返還請求を行う必要があるとして、市長は政務活動費の支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、審査請求人に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとする旨の勧告がなされた（以下「勧告1及び2」という。）。

令和3年 8月25日 審査請求人に係る令和2年度の政務活動費に関して川崎市職員措置請求（住民監査請求）がなされた。（以下「措置請求3」という。）。

令和3年10月22日 川崎市監査委員は、措置請求3における監査請求人の主張には一部理由があると認め、令和2年度に審査請求人に交付した政務活動費のうち、審査請求人の事務所の2階の部屋（201号室）に係る事務所費の一部について、返還請求を行う必要があるとして、市長は関係法令等に基づき、その妥当性を確認し、審査請求人に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとする旨の勧告がなされた（以下「勧告3」という。）。

令和3年12月 3日 勧告1及び2を受け、川崎市市長は、審査請求人に係る令和元年度の政務活動費に関する検証を実施したうえで、審査請求人に対し、令和3年12月3日付けで次の処分を行った。

- ① 令和元年5月23日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、広報・広聴費として支出された経費の一部及び事務所費（事務所賃料）として支出された経費の2分の1相当額349,707円について、交付決定の一部取消し及び返還命令。

② 令和2年2月3日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費（事務所賃料）として支出された経費の2分の1相当額99,692円について、交付決定の一部取消し及び返還命令。

令和4年 2月17日 勧告3を受け、川崎市長は、審査請求人に係る令和2年度の政務活動費に関する確認作業を実施した上で、審査請求人に対し、令和4年2月17日付けで次の処分を行なった。なお次のうち③は、当該確認作業の中で、令和元年度においても審査請求人が201号室の使用に係る電気料金及びガス料金を支出していたことが判明したために行った処分である。

③ 令和2年2月3日付けで交付決定した令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費（電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相当額2,134円についての交付決定の一部取消し及び返還命令。（以下「本件返還命令」という。）

④ 令和2年4月1日付けで交付決定した令和2年度分の政務活動費のうち、事務所費（事務所賃料並びにその使用に係る電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相当額622,866円についての交付決定の一部取消し及び返還命令。

令和4年 6月30日 川崎市長は、令和元年度の政務活動費に関する検証及び令和2年度の政務活動費に関する確認作業において審査請求人から提出された資料等により、少なくとも令和3年7月9日の前日までは、201号室は政務活動を行う事務所としての実体を有しているとは認められないことから、審査請求人の政務活動費の支出は川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第10条の定め違反したものであると認め、審査請求人に対し、令和3年4月1日付けで交付決定した令和3年度分の政務活動費のうち、事務所費として支出された経費の一部（賃料並びにその使用に係る電気料金及びガス料金）の2分の1相当額315,449円について、交付決定の一部取消し及び返還命令（以下「本件返還命令」という。）を行った。

令和4年 7月28日 川崎市長は、審査請求人が納期限までに支払わなかったため、審査請求人に対し、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき、本件返還命令に係る返還金の督促処分（以下「本件処分」という。）を行った。

令和4年 9月 2日 審査請求人から、川崎市長に対し本件処分の取消しを求める審査請求が提起された。

2 本件返還命令の内容

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 返還対象となる政務活動費の対象年度 | 令和3年度分の政務活動費 |
| (2) 返還対象となる政務活動費の範囲 | 事務所費（賃料並びにその使用に係る電気料金及びガス料金）として支出された経費の2分の1相 |

当額

- (3) 返還命令額 315,449円
- (4) 処分決定日 令和4年6月30日

3 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張の概要

- ア 201号室は政務活動事務所としての実体を有しており、部屋の内部には政務活動に使用する備品を設置していることから、政務活動事務所といえる。
- イ 川崎市が審査請求人に交付した政務活動費については、住民訴訟が行われているにもかかわらず、政務活動費の返還命令を出すことが違法である。
- ウ 地方自治法第231条の3第1項は「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定しており、この督促の対象に本件返還命令に係る返還命令書は含まれず、よって、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条も返還命令書を督促する根拠にはならない。
- エ 督促について、処分庁は地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例第4条第1項等を根拠としているから、川崎市金銭会計規則第56条第2項は根拠とならない。
- オ 本件処分により、審査請求人は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第1条における川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部とする権利を侵害されている。

(2) 処分庁の主張

- ア 本件処分は、地方自治法第231条の3第1項、川崎市債権管理条例第4条第1項及び第5条、川崎市債権管理規則第4条第1項及び第2項及び川崎市金銭会計規則第56条第2項の規定に則り執行したものであり、違法又は不当な点はない。
- イ 本件処分の前提となる本件返還命令は正当な調査の上、取得した情報に基づき行ったもので、適法であり、違法又は不当なものではない。
- ウ 本件処分に地方自治法や川崎市債権管理条例に基づき行ったものであり、違法又は不当なものではない。
- エ 本件処分が適法かつ妥当である以上、審査請求人の権利が侵害されることにはならない。
- オ 本件返還命令に関する主張は、審査請求人が別途提起している本件返還命令に係る審査請求において主張すべきである。

4 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和6年1月11日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 政務活動費に関する返還命令とその返還命令に係る督促処分は、前者が当該政務活動費の返還すべき義務を具体化しその支払うべき金額を確定させることを目的とする処分であるのに対し、後者は催告としての機能を有する行為であり、それぞれ目的と効果を異にする別個の独立した行政処分であって、審査請求人は、それぞれの行政処分に対して審査請求ができるものであり、先行する本件返還命令についての違法を理由として後行処分である本件処分の違法を主張することはできないと考えるべきである。

また、本件処分に先行する政務活動費に関する処分（本件返還命令）について違法又は不当な点は認められず、無効と認められるような重大かつ明白な瑕疵も認められない。

イ 本件処分について、地方自治法第231条の3第1項の規定等に基づき適法かつ妥当に実施されており、違法又は不当な点は認められない。

ウ 歳入とは一会計年度における一切の収入をいうとされており、また、地方自治法第231条の3は、「他の個々の法令において規定するものであっても、普通地方公共団体の歳入である限り、一般規定として総則的に適用があるものである。」とされていること、普通地方公共団体における一切の収入及び支出は全て歳入歳出予算に編入されなければならないことからすると、本件返還命令に係る債権が地方自治法第231条の3第1項の「その他普通地方公共団体の歳入」に該当することは明らかである。

エ 川崎市金銭会計規則第1条が「川崎市の金銭出納その他の会計事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」と規定しているとおり、同条は、金銭出納その他の会計事務について、別の法令等で規定されているもの以外は同規則の定めるところによることを示した趣旨であり、根拠として別の法令等を採用した場合には、同規則の規定が全く適用されなくなるという趣旨ではない。

オ 本件処分については、違法又は不当な点は認められないことから、本件処分によって審査請求人の主張する上記権利が侵害されることにはならない。

カ その他、本件処分について違法又は不当の理由となる点は認められない。

審査請求の制度について

1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消を求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

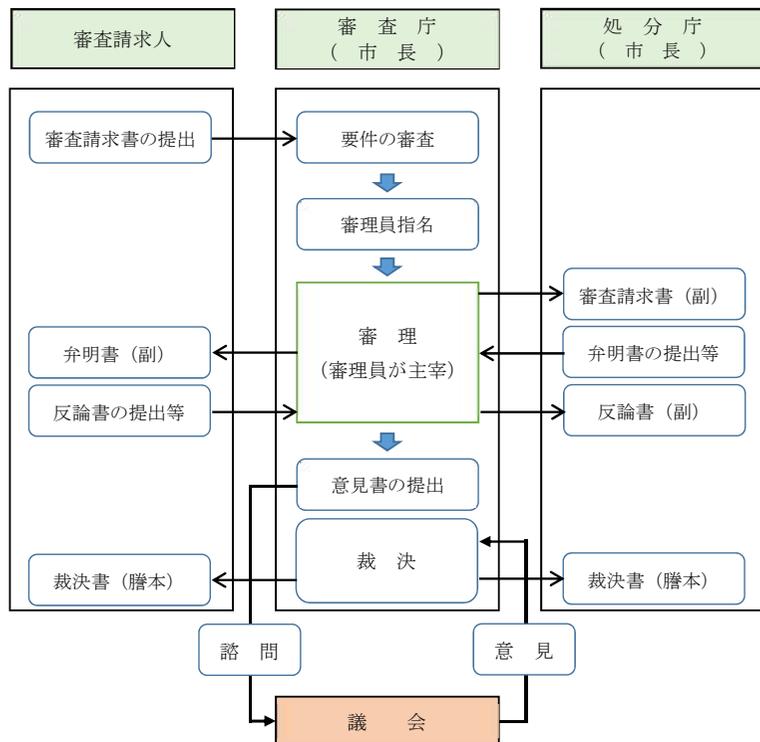
今回の審査対象である政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分については、地方自治法第231条の3第7項の規定により、審査請求がされた場合には、議会へ諮問をした上、裁決をしなければならないことから、議会へ諮問を行うものである。

2 対象

行政庁が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に対して審査請求がされている。

3 手続



4 期間



5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法又は不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法又は不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しができる。

6 審理員による審理について

審査請求をされた審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁に所属する職員の中から、処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名することとされている。

審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに審査庁に提出することとされている。

7 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経たなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6か月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件は審査請求前置とされている処分であるため、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3か月を経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。